

事務連絡
令和2年6月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について

「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和2年2月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和2年2月14日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に関するQ&Aについて、別紙のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。内容を御了知の上、関係各所へご連絡の程よろしくお願い致します。

本事務連絡を受けて、全数の死亡者数に変更となる都道府県等は、6月19日（金）17:00までに厚生労働省疫学・データ班（旧サーベイランス班）まで、メール又は電話で事前にご連絡をお願いします。

また、変更された全数の死亡者数については、6月23日（火）17:00までに厚生労働省疫学・データ班（日本橋分室）（旧サーベイランス班日本橋分室）まで、メール又は電話で報告をお願いいたします。疫学・データ班（日本橋分室）では、変更があった死亡者について、これまでの患者情報との突合を行いますので、詳細を確認させていただきます。

なお、本事務連絡を受けた全数の死亡者数については、6月26日（金）に厚生労働省でまとめて公表する予定です。

【連絡先】

○本事務連絡について・事前報告について

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 疫学・データ班（旧サーベイランス班）

03-5253-1111（内線 8069） n-cov_survey@mhlw.go.jp

○死亡者数の変更報告・患者情報との突合について

新型コロナウイルス感染症対策推進本部

疫学・データ班（日本橋分室）（旧サーベイランス班日本橋分室）

03-6262-7458 n-cov_survey@mhlw.go.jp

(別紙)

問1 2月7日、2月14日の事務連絡では、「新型コロナウイルス感染症患者が死亡したとき」に、速やかに厚生労働省に報告するとあるが、どのような状況に報告すべきか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症を原死因とした死亡数については、人口動態調査の「死亡票」を集計して死因別の死亡数を把握することになりますが、死因選択や精査に一定の時間がかかります。
- 厚生労働省としては、可能な範囲で速やかに死亡者数を把握する観点から、感染症法に基づく報告による新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、亡くなった方を集計して公表する取扱いとしています。
- したがって、事務連絡中の「新型コロナウイルス感染症患者が死亡したとき」については、厳密な死因を問いません。新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方については、都道府県等において公表するとともに、厚生労働省への報告を行うようお願いいたします。

問2 都道府県等の公表する死亡者数は、どうすべきか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方については、厳密な死因を問わず、「死亡者数」として全数を公表するようお願いいたします。
なお、新型コロナウイルス感染症を死因とするものの数を都道府県等が峻別できた場合に、別途、新型コロナウイルス感染症を死因とする死亡者数を内数として、公表することは差し支えありません。

問3 「新型コロナウイルス感染症患者が死亡したとき」に速やかに厚生労働省に報告するとあるが、どのような根拠に基づくものか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症患者については、当該患者が死亡したときに、速やかに厚生労働省に報告するよう依頼しています。

- この報告については、
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第6項において、当該感染症により死亡した者を検案した場合について、同条第2項を準用して報告を求めていること、
 - ・ 同法第15条に基づく積極的疫学調査の一環で得られた情報について、同条第8項で報告を求めていることに基づくものです。